

令和2年第4回(6月)定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第 40 号 農業委員会委員の任命及び農業委員会委員の認定農業者等過半数要件の例外 適用について	1P
議第 41 号 宮津市ターミナルセンター条例の一部改正について	3P
議第 42 号 宮津市市税条例等の一部改正について	6P
議第 43 号 宮津市国民健康保険税条例の一部改正について	37P
議第 44 号 財産区管理会条例の一部改正について	40P
議第 45 号 宮津市立公民館条例の一部改正について	42P

議案参考資料
令和2年6月定例会

議第40号	農業委員会委員の任命及び農業委員会委員の認定農業者等過半数要件の例外適用について	区分	人事案件
【提案の概要】			【政策等の背景・提案までの経過】
<p>◆提案の趣旨・目的 宮津市農業委員会の委員の任期満了（令和2年7月19日）に伴う次期委員の任命について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるもの。 併せて、農業委員会委員の推薦及び募集を行った結果、同法第8条第5項に定める認定農業者等が委員の過半数を占めることができないため、同項ただし書による同法施行規則第2条第2号の規定に基づき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれに準じる者とすることについて、議会の同意を求めるもの。</p>			<p>R2.2.14 農業委員会委員の募集 ～R2.4.13 定数未満の応募のため、募集期間を3/23から4/13に延長 R2.4.14 農業委員会委員の推薦・応募結果公表 推薦を受けた応募者 14名 R2.5.1 宮津市農業委員会委員候補者選考委員会開催</p>
<p>◆任命予定者 14名（添付資料参照） うち法令に基づく要件のある者 ・認定農業者等 3名 ・認定農業者等に準じる者 4名 ・農業委員会所掌事項に利害関係を有しない者 1名</p>			<p>○農業委員会等に関する法律 (委員の任命) 第8条 認定農業者等が委員の任命に当たつては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者(農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。 (1) 認定農業者である個人 (2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人</p>
<p>◆任期 3年（令和2年7月20日～令和5年7月19日）</p>			<p>○農業委員会等に関する法律施行規則 (認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合) 第2条 法第8条第5項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (2) 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合(認定農業者が少ないと限る。)において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。</p>
<p>◆参考 ・本市の農業委員の定数 14名 (宮津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例) ・本市の認定農業者数 22名（個人17、法人5：R2.4.13現在） ・認定農業者が少ないと限る場合の基準：委員定数の8倍（112名）未満</p>			<p>【市民参加の状況】 市民からの公募</p>
<p>【みやづビジョンとの整合】 基本施策 一 重点戦略 一</p>			<p>【政策等の効果及び費用】</p>
<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>			
<p>担当課・係</p>		<p>添付資料</p>	
<p>農林水産課 農林水産係 (45-1626)</p>		<p>・任命予定者一覧</p>	

農業委員会委員 任命予定者一覧

任期：令和2年7月20日～令和5年7月19日

住 所	氏 名	再任・新任の別
宮津市字新浜3007番地	今中 瞳美	再任
宮津市字吉原2562番地	宇野 由美子	再任
宮津市字波路308番地	和久田 二三代	再任
宮津市字波路2479番地	久保添 公哉	新任
宮津市字喜多1159番地	関野 揭司	再任
宮津市字由良1072番地の1	山田 正明	新任
宮津市字中津188番地	宮崎 正之	新任
宮津市字上司1311番地	宮崎 健治	新任
宮津市字須津1048番地	松本 聰	新任
宮津市字国分843番地	吉田 雅典	新任
宮津市字日置2829番地	吉田 進	再任
宮津市字上世屋499番地	小山 有美恵	新任
宮津市字奥波見338番地	細井 康	新任
宮津市字日ヶ谷626番地	石田 弘司	再任

議案参考資料
令和2年6月定例会

議第41号

宮津市ターミナルセンター条例の一部改正について

区分

条例の改正

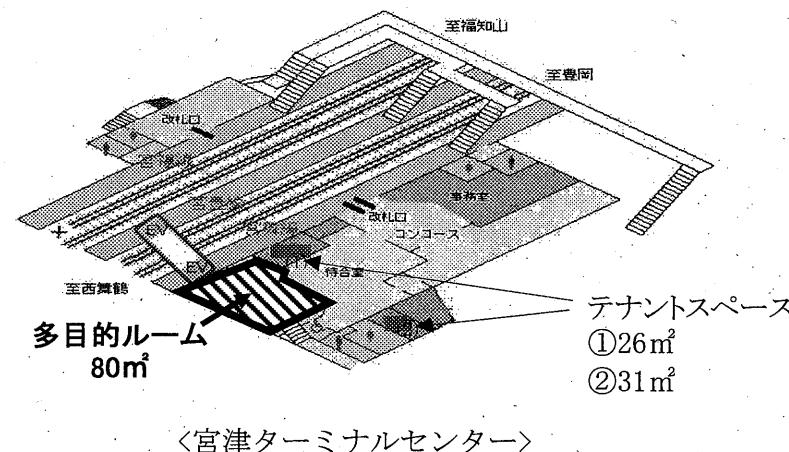
【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津ターミナルセンターの利用促進を図るため、利用が低迷している「多目的ルーム」について、民間企業等が通年利用できる事業スペースとして活用するため、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

宮津ターミナルセンター「多目的ルーム」設置を廃止し、使用料規定を削除する。



◆施行日 公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

○平成2年の宮津ターミナルセンターの整備に伴い、鉄道・バスの利用促進等を目的に「テナントスペース」（店舗貸し）、「多目的ルーム」（一時利用）が設置された。

○現時点においては、テナントスペースは出店希望者も無く空スペースとなっているとともに、「多目的ルーム」は会議や物品の販売等にとどまり利用が低迷。

○企業等からターミナルセンターを通年借りたい申し出もあったが、テナントスペースは狭小であり、多目的ルームは一時利用に限定されているため困難。

○鉄道・バス等の利用促進や地域活性化等に資する民間企業等を誘致し、ターミナルセンター全体の活性化策を模索。

【市民参加の状況】

【政策等の効果】

民間企業等が利用することにより、新たな交流や魅力の創出が期待されるとともに、ターミナルの利用促進に資する。（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項〈行政財産の使用許可〉）

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策 暮らしの基盤の整備 重点戦略 一

※みやづビジョン以外の計画があれば記載

担当課・係

企画課 企画政策係
(45-1664)

添付資料

・新旧対照表

宮津市ターミナルセンター条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案																																																
○宮津市ターミナルセンター条例 平成2年3月31日 条例第2号	○宮津市ターミナルセンター条例 平成2年3月31日 条例第2号																																																
第1条～第8条 (略)	第1条～第8条 (略)																																																
別表 (第4条関係)	別表 (第4条関係)																																																
1 宮津市ターミナルセンター使用料	1 宮津市ターミナルセンター使用料																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間区分</th> <th>午前9時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用場所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮津ターミナルセンター</td> <td>2,200円</td> <td>830円</td> <td>1,150円</td> </tr> <tr> <td>多目的ルーム（1階）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天橋立ターミナルセンタ</td> <td>2,200円</td> <td>830円</td> <td>1,150円</td> </tr> <tr> <td>ー</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室（2階）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用時間区分	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	使用場所				宮津ターミナルセンター	2,200円	830円	1,150円	多目的ルーム（1階）				天橋立ターミナルセンタ	2,200円	830円	1,150円	ー				会議室（2階）				<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間区分</th> <th>午前9時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用場所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天橋立ターミナルセンタ</td> <td>2,200円</td> <td>830円</td> <td>1,150円</td> </tr> <tr> <td>ー</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室（2階）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用時間区分	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	使用場所				天橋立ターミナルセンタ	2,200円	830円	1,150円	ー				会議室（2階）			
使用時間区分	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																																														
使用場所																																																	
宮津ターミナルセンター	2,200円	830円	1,150円																																														
多目的ルーム（1階）																																																	
天橋立ターミナルセンタ	2,200円	830円	1,150円																																														
ー																																																	
会議室（2階）																																																	
使用時間区分	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																																														
使用場所																																																	
天橋立ターミナルセンタ	2,200円	830円	1,150円																																														
ー																																																	
会議室（2階）																																																	
備考	備考																																																
<p>1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍の額とする。</p> <p>2 使用時間の超過及びこの表に掲げていない場所の使用については、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。</p>	<p>1 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の5倍の額とする。</p> <p>2 使用時間の超過及びこの表に掲げていない場所の使用については、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。</p>																																																

2 冷暖房装置使用料

使用場所	使用時間区分	午前9時から	午前9時から	午後5時から
		午後10時まで	午後1時まで	午後10時まで
宮津ターミナルセン	冷房料	3,980円	1,250円	1,570円
ター	暖房料	3,140円	1,040円	1,250円
多目的ルーム (1 階)				
天橋立ターミナルセ ンター	冷房料	3,980円	1,250円	1,570円
会議室 (2階)	暖房料	3,140円	1,040円	1,250円

備考

- 1 冷暖房装置を使用するときは、この表の料金を徴収する。
- 2 使用時間を超過した場合は、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

2 冷暖房装置使用料

使用場所	使用時間区分	午前9時から	午前9時から	午後5時から
		午後10時まで	午後1時まで	午後10時まで
天橋立ターミナルセ ンター	冷房料	3,980円	1,250円	1,570円
会議室 (2階)	暖房料	3,140円	1,040円	1,250円

備考

- 1 冷暖房装置を使用するときは、この表の料金を徴収する。
- 2 使用時間を超過した場合は、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案参考資料

令和2年6月定例会

議第42号

宮津市市税条例等の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和2年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日付けで公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

1 個人市民税

- ①未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等
 - ・生計を一にする子を有する単身者に「ひとり親控除」を適用
 - ・寡婦と寡夫との不公平を解消するための所要の措置

②譲渡所得等に係る特例措置の延長

③低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

2 法人市民税

①国税における連結納税制度の見直しに伴う所要の措置

3 固定資産税等

- ①所有者が不確定な土地等に係る対応
- ②わがまち特例による課税標準の特例措置の見直し

4 市たばこ税

①軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

5 納税環境の整備

①延滞金の割合の見直し

6 その他条文整理

◆施行日

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1-①、③…令和3年1月1日 | 1-②…公布の日 |
| 2-①…令和4年4月1日 | |
| 3-①、②…公布の日 | |
| 4-①…令和2年10月1日、令和3年10月1日 | |
| 5-①…令和3年1月1日、令和4年4月1日 | |
| 6…令和3年1月1日、令和4年4月1日、公布の日 | |

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・令和2年3月31日公布 地方税法等の一部を改正する法律
(令和2年法律第5号)
- ・令和2年3月31日公布 地方税法施行令の一部を改正する政令
(令和2年政令第109号)

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

担当課・係

税務・国保課 税務係
(45-1612)

添付資料

- ・新旧対照表
- ・宮津市市税条例等の一部改正の概要

地方税法等の一部改正に伴う「宮津市市税条例等の一部改正」の概要

1 個人市民税

①未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し等

【第25条、第35条の2】

- 生計を一にする子を有する単身者に、「ひとり親控除」を適用（控除額30万円）
- 寡婦（夫）控除の見直し
 - ・寡婦に寡夫と同じ所得制限（前年の合計所得金額500万円）を設置
 - ・子ありの寡夫の控除額（現行：26万円）を、子ありの寡婦の控除額（30万円）と同額に引き上げ

現行制度				改正案（□は改正部分）			
〔表中の数字は個人住民税に係る〕				〔表中の数字は個人住民税に係る〕			
配偶關係	死別	離別	離別	配偶關係	死別	離別	離別
本人所得 ～500万 500万～ 500万～ 500万～	30	26	30	30	30	30	30
夫子 以外	26	26	26	26	26	26	26
無	26	—	—	26	—	—	—
配偶關係	死別	離別	離別	配偶關係	死別	離別	離別
本人所得 ～500万 500万～ 500万～ 500万～	26	—	26	30	—	30	30
夫子 以外	—	—	—	—	—	—	—
無	—	—	—	—	—	—	—

註：改定後の税率に未(未算)が記載がある場合は対象外となります。

- 非課税措置の対象に「ひとり親」を追加

②譲渡所得等に係る特例措置の延長

- 肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限を3年延長【附則第5条】
- 優良住宅用地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限を3年延長【附則第13条の2】

- ③低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除の創設【附則第13条】
 - 所有期間が5年を超える譲渡価格が500万円以下等の要件を満たす低未利用土地（上物含む）を譲渡した場合に100万円を特別控除

2 法人市民税

①国税における連結納税制度の見直しに伴う所要の措置

【第19条、第24条、第32条、第51条、第53条、第55条】

- 法人税の連結納税制度の見直しにより、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代え、企業グループ内の各法人を納税単位として損益通算等の調整を行うグループ通算制度へ移行することに伴う所要の改正

3 固定資産税等

- ①所有者が不確定な土地等に係る対応【第57条、第74条の3】
- 登記簿上の所有者が死亡している固定資産について、所有者となるべき相続人に対する課税対象者申告の義務化

- 使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査を尽くしてもなお所有者となるべき人が明らかとならない固定資産について、使用者がある場合、事前に通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税等を課すことができる制度を新設

- ②わがまち特例による課税標準の特例措置の見直し【附則第6条の3】

- 公害防止用施設（指定物質排出抑制施設）に係る課税標準の特例措置の廃止
- 水力発電（5,000kW以上）の特例率変更
- 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に対する課税標準の特例措置の創設

4 市たばこ税

- ①軽量な葉巻たばこ課税方式の見直し【第94条】

1 本当たり1g未満の葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法に変更

【R2.10.1～R3.9.30】 「0.7g未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなし課税

【R3.10.1～】 「葉巻たばこ1本」を「紙巻たばこ1本」として課税

5 納稅環境の整備

- ①延滞金の割合の見直し

市中金利の実勢を踏まえ、「徴収の猶予」等に係る延滞金について、特例基準割合を引下げ【附則第2条の2、附則第2条の3】

6 その他条文整備

引用条項ずれ及び所要の規定整備

【第18条、第37条の2、第37条の3の2、第37条の3の3、第54条、第75条、第111条、令和元年度条例第1号】

【施行日】

- 1-①、③…令和3年1月1日、 1-②…公布の日
- 2-①…令和4年4月1日
- 3-①、②…公布の日
- 4-①…令和2年10月1日、 令和3年10月1日
- 5-①…令和3年1月1日、 令和4年4月1日
- 6…令和3年1月1日、 令和4年4月1日、 公布の日

宮津市市税条例等の一部改正について

新旧対照表（第1条関係）

現 行	改正案
(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)
第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第56条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。	第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第56条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫_____（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）	(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）
2 (略) (所得控除)	2 (略) (所得控除)
第35条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額_____、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納稅義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	第35条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納稅義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
(市民税の申告)	(市民税の申告)
第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的	第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的

年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(市民税の減免)

第54条 (略)

2・3 (略)

4 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は勤労学生で、前年の合計所得金額が130万円以下である者については、所得割額の100分の20に相当する額を減額する。

(固定資産税の納稅義務者等)

第57条 (略)

2・3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課す。

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者

（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(市民税の減免)

第54条 (略)

2・3 (略)

(固定資産税の納稅義務者等)

第57条 (略)

2・3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合にお

いて、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 (略)

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用しているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

5 (略)

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用しているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したこと

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したこと

により家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

により家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 （略）

(たばこ税の課税標準)

第94条 （略）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 （略）

(たばこ税の課税標準)

第94条 （略）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの

1本に換算するものとする。

(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ

の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～1.0 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第111条 (略)

2～5 (略)

6 第57条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第111条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 当分の間、第18条、第45条第2項、第51条第5項、第53条第2項、第56条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項及び第120条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合

1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～1.0 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第111条 (略)

2～5 (略)

6 第57条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第111条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 当分の間、第18条、第45条第2項、第51条第5項、第53条第2項、第56条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項及び第120条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基

(当該年の前年に 稟税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この条において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。

- 2 当分の間、第55条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合と する。
(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第2条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第55条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第55条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその

準割合(平均貸付割合(稟税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。

- 2 当分の間、第55条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年 における当該加算した割合とする。
(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第2条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第55条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第55条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその

申告基準日の到来する市民税に係る第55条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第5条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の3 (略)

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

申告基準日の到来する市民税に係る第55条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第5条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の3 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第30項第1号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第30項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市

町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 8 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 9 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 0 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 1 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

22～23 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第34条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限

町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 7 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 8 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 9 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 0 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

2 1 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22～23 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第34条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限

り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2)（略）

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2)（略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

宮津市市税条例等の一部改正について

新旧対照表（第2条関係）

現 行	改正案
(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)	(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)
第18条 納税者又は特別徴収義務者は、第42条、第48条、第48条の2若しくは第48条の5（第56条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第50条の4第1項（第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第51条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第56条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第119条第1項、第125条第3項又は第135条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。	第18条 納税者又は特別徴収義務者は、第42条、第48条、第48条の2若しくは第48条の5（第56条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第50条の4第1項（第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第51条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第56条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第119条第1項、第125条第3項又は第135条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には_____、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間	(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により 徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
(5) 第51条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19	(5) 第51条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項

項の規定による申告書に限る。) に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

(6) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第19条 前条、第45条第2項、第51条第5項、第53条第2項、第55条第1項及び第4項、第56条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項並びに第120条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第24条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業

を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものと含む。第32条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなしてこの節(第51条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第32条 (略)

2 第24条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人	年額 6万円

の規定による申告書に限る。) に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

(6) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第19条 前条、第45条第2項、第51条第5項、第53条第2項、第55条第1項、第56条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項並びに第120条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第24条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第32条第2項の表第1号において

「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものと含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなしてこの節(第51条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第32条 (略)

2 第24条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人	年額 6万円

ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）

イ 人格のない社団等

ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円額 14万4,000

ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）

イ 人格のない社団等

ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円額 14万4,000

00万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が5人を超えるもの	
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 15万6,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 18万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 19万2,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 48万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 49万2,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 210万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 360万円

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従

00万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が5人を超えるもの	
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 15万6,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 18万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 19万2,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 48万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 49万2,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 210万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 360万円

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従

って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第51条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下の条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長が

って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第51条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下の条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長が

あつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があ

あつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があ

るべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日 (当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日 (法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第53条第3項及び第55条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第53条第3項及び第55条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第55条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第55条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第55条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第17条の2の規定を適用することができる。

るべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日 (当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日 (法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 (略)

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 (略)

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 (略)

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第9項の申告についても、同様とする。

13 (略)

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規

則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第53条（略）

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人

則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項

の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第53条（略）

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人

税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）・（2）（略）

（市民税の減免）

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第55条（略）

2・3（略）

税に係る更正若しくは決定がされたこと

による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）・（2）（略）

（市民税の減免）

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第55条（略）

2・3（略）

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第51条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第55条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第55条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第53条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第55条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替

えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(略)

3～10 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 (略)

2 当分の間、第55条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

(略)

3～10 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 (略)

2 当分の間、第55条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

宮津市市税条例等の一部改正について

新旧対照表（第3条関係）

現 行	改正案
<p><u>第25条第1項第2号中「又は寡婦」を「、寡婦又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。<u>ただし、第25条第1項第2号の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。</p>
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)

宮津市市税条例等の一部改正について

新旧対照表（附則）

現 行	改正案
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>第1条中宮津市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日</u></p> <p>(2) <u>第1条中宮津市市税条例第25条第1項第2号、第35条の2及び第37条の2第1項ただし書の改正規定、第54条第4項を削る改正規定並びに同条例附則第2条の2、第2条の3第1項、第13条第1項及び第13条の2第3項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>(3) <u>第2条中宮津市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日</u></p> <p>(4) <u>第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日</u></p> <p><u>(延滞金に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第1条の規定による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）附則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(市民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年</u></p>

度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第25条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第35条の2及び第37条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡婦である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を

除く。) 分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。) 分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めのあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第57条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第57条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法

附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税について、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議第43号	宮津市国民健康保険税条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	-----------------------	----	-------

【提案の概要】		【政策等の背景・報告までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日付けで公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月31日公布 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号） 	
<p>◆提案の概要 国民健康保険税の課税の特例 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除の創設</p> <p>※所有期間が5年を超える譲渡価格が500万円以下等の要件を満たす低未利用地（上物含む）を譲渡した場合に100万円を特別控除</p>		【市民参加の状況】	
<p>◆施行日 令和3年1月1日</p>		【政策等の効果及び費用】	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
		担当課・係	添付資料
基本施策	重点戦略	税務・国保課 国保年金係 (45-1616)	・新旧対照表

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案
<p>附 則</p> <p>1～3. (略) (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4. 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項）又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略) (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4. 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得</p>

の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案参考資料 令和2年6月定例会	議第44号	財産区管理会条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】		
<p>◆提案の趣旨・目的 財産区管理委員は、財産区においてあらかじめ選定した者を選任することとなっているが、住民の高齢化が著しい財産区では、選定が困難になっていることから、各財産区の実情に応じた委員定数により持続可能な組織運営を図るため、所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 委員の定数：「7人」を「7人以内」とした上で、市長が各財産区と協議し定める。</p> <p>会議成立要件：「4人以上の委員出席」を「委員の半数以上出席」とする。</p> <p>◆施行日 公布の日</p>				◆R2.2:財産区管理会長から、定数削減の要請
関係法令 地方自治法 第296条の2 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。 2 財産区管理会は、財産区管理委員7人以内を以てこれを組織する。 3 財産区管理委員は、非常勤とし、その任期は、4年とする。		【市民参加の状況】		
【みやづビジョンとの整合】		【政策等の効果及び費用】		
基本施策	—	重点戦略	—	【他の自治体の類似する政策との比較】
		担当課・係 農林水産課 産業基盤係 (45-1627)		添付資料 ・新旧対照表

財産区管理会条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案
(設置及び組織) 第2条 前条の各財産区に、財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。 2 管理会は、財産区管理委員(以下「委員」という。)7人をもって組織する。	(設置及び組織) 第2条 前条の各財産区に、財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。 2 管理会は、財産区管理委員(以下「委員」という。)7人以内をもって組織する。 3 委員の定数は、市長が各財産区と協議して定めるものとする。
(会議) 第7条 管理会は、4人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。 2 (略)	(会議) 第7条 管理会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 2 (略)
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

議案参考資料

令和2年6月定例会

議第45号

宮津市立公民館条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

老朽化の著しい日置地区公民館を旧日置中学校に移転するもの。

◆提案の概要

日置地区公民館の所在地

現 所在地 宮津市字日置1428番地

移転後所在地 宮津市字日置1230番地

◆施行日 規則で定める日（移転工事の進捗状況により判断）

【参考】

○現日置地区公民館 建 設:建設年度不詳
 　　(昭和45年に公民館として設置)
 　構 造:木造2階建
 　延床面積:270.04m²

○旧日置中学校 建 設:平成4年整備
 　構 造:鉄筋コンクリート造3階建
 　延床面積:1,583m²うち1階部分639.77m²

【政策等の背景・提案までの経過】

○H26.4 日置中学校を橋立中学校に統合(H29.3廃校)

○H30.7 日置地区自治連合会から「旧日置中学校の校舎を地区公民館・連絡所として活用すること」との要望を受ける

○R1.7 日置地区公民館移転工事実施設計

【市民参加の状況】

【日置地区公民館利用状況】

H28:2,047人 H29:1,731人 H30:1,755人

【政策等の効果及び費用】

- ・公共施設マネジメントの推進
 　遊休施設(廃校舎)を活用した公共施設の再編
- ・生涯学習機会、健康増進、地域防災等の充実

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	教育の充実と人材育成	重点戦略	定住促進戦略
------	------------	------	--------

担当課・係

添付資料

社会教育課 社会教育係
 　(45-1642)

・新旧対照表

宮津市立公民館条例の一部改正について

新旧対照表	
現 行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり公民館を設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 日置地区公民館 宮津市字日置<u>1428</u>番地</p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり公民館を設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 日置地区公民館 宮津市字日置<u>1230</u>番地</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p>

